

介護老人保健施設玉川すばる
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団白寿会が開設する介護老人保健施設玉川すばるが実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 介護老人保健施設玉川すばるが実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 : 介護老人保健施設玉川すばる
- (2) 所在地 : 東京都世田谷区瀬田4-1-14

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

医師 1名以上

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日及び祝祭日とする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表の通り。

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、次の額を徴収する。

| | |
|-----------------------------|------|
| 通常の実施地域を越えて、事業所から片道概ね15km未満 | 100円 |
| 事業所から片道概ね15km以上 | 200円 |

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の業務を実施する地域は、世田谷区内とする。その他の地域に関しては応相談とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、協議の上、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。また事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、またまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該計画に従って 必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の介護老人保健施設が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 6月1日から施行する。

平成24年 5月1日一部変更

令和 3年 4月1日一部変更

令和 4年 4月1日一部変更

令和 6年 9月1日一部変更